

第23回アジア女性会議ー北九州
「力を合わせよう 女性、女兒への暴力をなくすために」
日時 2012年11月10日(土) 13:00~15:30
場所 北九州市立男女共同参画センター・ムーブ
5階大セミナールーム ー日英韓同時通訳ー

プログラム

13:00~13:15 開会式

- | | | |
|--------|-------|-----------------------|
| ■主催者挨拶 | 吉崎 邦子 | (財)アジア女性交流・研究フォーラム理事長 |
| ■来賓挨拶 | 北橋 健治 | 北九州市長 |

13:15~13:45 基調講演「男たちよ、女性への暴力を終わらせよう！」

クリス・グリーン 英国ホワイトリボンキャンペーン理事

13:45~15:30 パネルディスカッション

- | | | |
|-----------|----------|------------------------------------|
| ■パネリスト | クリス・グリーン | |
| | パク・インヒェ | 韓国・仁川女性ホットライン理事 |
| | 石本 宗子 | 久留米市男女平等推進センター
相談コーディネーター・社会福祉士 |
| ■コーディネーター | 角田 由紀子 | 弁護士 |



開会式

■司会

ご来場の皆さま、大変長らくお待たせいたしました。ただ今より「第23回アジア女性会議—北九州」を開催いたします。はじめに、この会議の主催者であります財団法人アジア女性交流・研究フォーラムの理事長、吉崎邦子よりご挨拶申し上げます。



主催者挨拶

吉崎 邦子 (財)アジア女性交流・研究フォーラム理事長

皆さま、こんにちは。「第23回アジア女性会議—北九州」にご参加いただきまして、誠にありがとうございます。今日はご来賓として、北九州市長の北橋健治様にもご出席いただいております。北橋市長、ありがとうございます。

アジア女性会議は、今年で23回目を迎えます。1990年にアジア女性交流・研究フォーラムがふるさと創生事業で設立されてから毎年開催しておりまして、私ども財団の目玉事業の1つでございます。今年のテーマは、国連の動向と歩調を合わせまして、「力を合わせよう—女性、女兒への暴力をなくすために」と題して、女性と女兒に対する暴力を取り上げました。国連のパン・ギムン事務総長は、2008年に「力を合わせよう—女性への暴力根絶に向けて」と世界キャンペーンを呼びかけ、2015年までに女性に対する暴力を根絶すべく、全ての国で達成することを目指しております。

ここで日本のデータをご紹介します。女性の約3人に1人が配偶者からの暴力を受けたことがあり、約10人に1人は、交際相手から暴力を受けております。最近はこのデータをDVと呼んでおります。今私が申しました暴力は、身体的暴力、精神的暴力、経済的暴力を意味します。また性犯罪の被害者の約5割は19歳以下の女性となっており、いずれも深刻な数字です。今日はヨーロッパや韓国、日本が、この女性に対する暴力に対してどのような取り組みをしているのか、暴力が発生する背景はどうなっているのかなど、課題を浮き彫りにし、会場の皆さまとともに暴力のない社会づくりを考えていきたいと思っております。

本日の基調講演には、イギリスからクリス・グリーンさんをお迎えしました。グリーンさんは女性への暴力をなくすことを目指して、男性が男性に呼びかける国際的な運動のホワイトトリボンキャンペーンに非常に精力的に取り組んでいらっしゃる、ホワイトトリボンキャンペーン英国の理事でございます。グリーンさんは今日ここにおいでの方の皆さまにホワイトトリボンキャンペーンのバッジを差し上げたいと、今日私もしておりますし、北橋市長にもしていただいておりますが、このバッジやリストバンド、ワッペンなどたくさんのものお持ちくださいました。とても重かったと思うのですが、どうもありがとうございます。

いました。それからクリス・グリーンさんは先のロンドンオリンピックの聖火ランナーでもございました。

基調講演に続くパネルディスカッションでは、グリーンさんのほかに韓国から仁川女性ホットライン理事のパク・インヒェさん、暴力被害女性の支援をなさっておられる弁護士の方角田由紀子さん。角田さんにはコーディネーターもお願いいたしております。そして地元福岡県からは、久留米市男女平等推進センターの相談コーディネーターをされております石本宗子さんをお迎えしております。先生方、お忙しいところご参加いただきまして、ありがとうございます。

なお、パネルディスカッションの後で、1階の交流広場で講師の先生方と親しくお話できる場を設けておりますので、どうぞそちらの方にもご参加いただきますようお願いいたします。

結びに、今日のこの国際会議が女性に対する暴力のない社会づくりの第一歩になりますことを、そして国際的な運動でありますホワイトリボンキャンペーンが、日本でも、そしてここ北九州でも広がっていくことを心から願ひまして、私の挨拶とさせていただきます。本日はありがとうございました。

■司会

ありがとうございました。続きまして、本日ご臨席賜りました来賓の北九州市長、北橋健治様よりご挨拶賜ります。



来賓挨拶

北橋 健治 北九州市長

皆さま、こんにちは。アジア女性会議、今回は第23回目ということで、大変意義深い会議がこれから始まろうとしております。心からご盛会をお喜び申し上げたいと思います。1990年のスタート以来、毎年このように、素晴らしく、また意義深い会議が開催されており、これまでの皆さま方のご尽力と熱意に心から敬意を表したいと思います。

さて、私の胸にもホワイトリボンが付けられております。生まれて初めてホワイトリボンを胸に付けました。先ほどイギリスのホワイトリボンキャンペーンのグリーン理事から付けていただきました。このことを自分もしっかりと心に留め置き、皆さまと一緒に、女性に対する暴力をなくす努力をしていきたいと、気持ちを新たにいたしております。

また、今日はイギリスのグリーン理事に加えて、韓国・仁川女性ホットラインのパク・インヒェ理事にも海外から駆けつけていただいております。心から歓迎し、厚くお礼を申し上げます。韓国といえば韓流ドラマですが、実は私も大変なファンでござい



ます。ただしジャンルが偏っておりまして、古代の武将をヒーローにした、チュモン、あるいはデジョイヨン、そしてまた女性の女王となりました善徳女王、非常に感動いたしました。大変長く体力が要りますが、全て見終えました。韓国におきましても、ヒーローの生き様を通して人間の誇りを非常に大事にする。誇りという言葉の意味を韓国のドラマから気付かされたところでありますが、その韓国においても、この女性の暴力をなくすための活動があると聞き、あらためて本当に敬意を表します。

さて、北九州市での暴力という問題、私も市民の皆さまと一緒に安全・安心を考え行動する中で、私ども市役所に与えられた使命、できることは何かを考えてまいりました。

北九州市も含め、日本の自治体は外国のように警察の指揮権を持っておりません。しかし、大きな暴力が起こる最初の段階、小さな芽の段階、**Broken Windows Theory**^{※1}という言葉がありますが、破れた窓のひびを見落とさない。その小さな問題から、子どもたちのケアをして、暴力をなくしていく。ドメスティックバイオレンスや虐待の問題に対しては、市役所としても相当に決意を決めて頑張りたいと思っております。ピンチであります。いろいろな意味で暴力という問題に直面する北九州は、日本で一番ピンチと見られておりますが、しかし、そのピンチを乗り越えてきたのが北九州の歴史であります。

私たちは、家庭内の暴力や、男性から女性への暴力、子どもに対する虐待など、こういった問題を小さな芽のときから決して見落とさない。監視カメラよりももっと効果があるのは、市民の目であります。そういった意味で、私たちがいま一度、本当にいい社会をつくと決意するとき、近い将来世界で最も安全・安心な町を達成していると私は信じております。そういう観点に立ちますと、今日のこの会議、男性の女性に対する暴力をなくしていくという会議は、歴史的に見て極めて意義深い会議だと思っております。

この会議のご成功をお祈り申し上げまして、皆さまとご一緒にいい社会をつくるために役所も努力することをお誓い申し上げまして、一言ご挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

※1…「建物の窓が壊れているのを放置すると、誰も注意を払っていないという象徴になり、やがて他の窓もまもなく全て壊される」との考え方から、軽微な犯罪も徹底的に取り締まることで凶悪犯罪を含めた犯罪を抑止できるとする環境犯罪学上の理論

■司会

北橋市長、ありがとうございました。市長はこの後、公務のために退席させていただきます。

基調講演

「男たちよ、女性への暴力を終わらせよう！」

■司会

それでは、次のプログラムに移りたいと思います。本日は、「力を合わせよう—女性、女兒への暴力をなくすために」をテーマに、基調講演、パネルディスカッションを行います。基調講演を行っていただきますのは、英国ホワイトリボンキャンペーン理事のクリス・グリーンさんです。グリーンさんは、女性への暴力をなくすことを目指して男性が男性に呼びかける運動を世界中で行っている国際的組織、ホワイトリボンキャンペーンの英国理事でいらっしゃいます。本日は「男たちよ、女性への暴力を終わらせよう！」と題し、その活動内容と欧州評議会「女性に対する暴力及びドメスティックバイオレンス防止条約」、通称イスタンブール条約についてお話しいたします。



基調講演

クリス・グリーン 英国ホワイトリボンキャンペーン理事



プレゼンテーションを始める前に一言。第23回アジア女性会議—北九州にお招きいただき発言できますことに私は謙虚な気持ちでいます。といたしますのも、私は自分の活動を始めて6年になりますが、この会議は23年も続いているからです。今回が23回目の会議となります。さらには、ここにお集まりの女性の皆さんは、暴力に対して異議を唱えて被害者と連携する活動を、実に長きにわたり、積極的に取り組んでこられたのだらうと思います。私に言えることは、こうした女性の活動により、私のような男性にも行動を起こす責任が生まれたということです。そして、「行動を起こす」といったのは、女性に対する暴力に立ち向かう上で、私たちは、協力、団結して活動することを希望するからです。

今回のプレゼンテーションでは、暴力に反対する取り組みの支援にどうして男性が積極的にならなければいけないのか、暴力に反対する活動にどのように男性は参画することができるのか、について説明します。まず、新たな条約の成立における欧州評議会タスクフォースの活動を見てみましょう。次に、なぜ男性の参画が重要なのか、そして男性にアプローチする最も良い方法は何なのか、について考えてみましょう。最後に、若者も含めた男性全体をターゲットとし、キャンペーンへの積極的な参加を促すための、ホワイトリボンキャンペーンの活動方法の事例を幾つか紹介します。

女性に対する暴力の統計に関しては、私たちは既に日本の統計に関する説明を受けまし

た。それは本当に、実にぞっとするような数字です。個人レベルの話としては、それは人権の侵害です。コミュニティ全体の話としては、それはあるジェンダーがもう一方のジェンダーに仕掛けた「内戦」もしくは「テロリズム」とも呼べるものです。

私が暮らす英国では、女性に対する暴行が毎年 329 万件発生しています。言い換えると「6 秒ごとに 1 人の女性が助けを求めて悲鳴を上げ、3 日ごとにパートナーの手にかかって 1 人の女性が英国で亡くなる」ということになります。

女性に対する暴力のない世界を想像してみましょう。それはどんな世界なのでしょう。平和、自由、理想的、安全。そして、経済が豊かになり、ストレスが軽減され、子どもたちがもっと幸せになるでしょう。そしてノーマルになるでしょう。

「ノーマル」な世界、つまり、女性に対する暴力のない世界が実現されないのはなぜでしょうか。女性に対する暴力のない「ノーマル」な世界で私たちが生きることができないのは、なぜでしょうか。文化、伝統、歴史、男性の振る舞い、男性の信条が原因でしょう。

女性に対する暴力がない世界をつくるには、何をしなければならぬのでしょうか。健全な関係を尊重する文化に関する教育、ならびに、そうした文化の構築が必要です。また、ここ北九州では、デート DV に関する取り組みが進められているとのこと。男性の姿勢を改める必要があり、だからこそ、暴力を振るわないというだけでなく、暴力を目にしたら必ず声を上げて異議を唱えるという取り組みに男性を参画させるキャンペーンが必要なのです。

私たちの団結した取り組みに対するコミュニティからのサポートが、現在、広がりを見せています。ヴィクトル・ユーゴーは、「時宜を得たアイデアこそ名案である」と言っています。考えてみてください。今こそ私たちが団結する時なのです。

まず、私たちの目的を達成する上で重要なツールとなる、欧州評議会「女性に対する暴力及びドメスティック・バイオレンス防止条約」について見てみましょう。以後、欧州評議会「女性に対する暴力及びドメスティック・バイオレンス防止条約」については、イスタンブール条約と呼ばせていただきます。この条約が発表された当初、条約に即座に調印したのは 13 カ国でした。そして現在では、ヨーロッパの 20 カ国が調印しています。欧州評議会のマオド・ド・ブーア＝ブッキオ事務次長は、各国政府に対して、女性に対する暴力およびドメスティックバイオレンスへの対応を目指した、欧州で初めてとなるこの条約の調印および批准を訴えました。事務次長によると、イスタンブール条約には、ヨーロッパ中の何百万人という多数の女性の生活を真に改善する可能性が秘められています。「女性に対する暴力は恐ろしい人権侵害なのです。そうした暴力は残忍であり、また、私たちの社会においてあまりにも多くの女性が直面する不平等が、多くの場合恐ろしい形で反映されているのです」と事務次長は話しています。

11 月 25 日は、女性に対する暴力を撲滅するための国際国連デーが世界中で祝われます。この日には、各国のリーダーがジェンダーに基づく暴力を非難し、「女性に対する暴力は間違っている」といったスピーチをしますが、実際にはほとんど何の変化も見られません。

マオド・ド・ブーア＝ブキッキオ事務次長は「2011年、イスタンブール条約は重要な分岐点を迎えました。そして、今や私たちは変化のための真に役立つツールをヨーロッパの各国に提供することができるのです」とスピーチで語りました。さて、次にイスタンブール条約の内容について説明します。

この条約の目的として、まず、

- (1) 女性に対する暴力およびドメスティックバイオレンスの防止、予防、訴追、根絶
- (2) あらゆる形の差別の根絶に向けた貢献
- (3) 政策および対策の包括的なフレームワークの設計
- (4) 国際的な協力の推進
- (5) 暴力の根絶に向けて私たち全員が再び団結して取り組むことができるように、一体的なアプローチを展開するための、法執行機関および非政府組織（NGO）への支援
- (6) 法律が適切に活用されているかをチェックするための具体的な監視体制の構築による効果的な実施の徹底

が挙げられます。

条約は12章からなり、全部で31条あります。本日はお話できるのは、その中でも最も重要どころだけとなります。条約の全文ならびにガイドなどについては、ウェブサイトでご覧いただけます。またダウンロードも可能です。

(http://www.coe.int/t/dghl/standardsetting/convention-violence/default_EN.asp)

この条約は独特なものです。なぜでしょうか。この条約は3年、4年、5年の歳月をかけて作成されました。この3年では、欧州評議会の各加盟国を代表する弁護士が作業に当たっています。女性に対する暴力を包括的に対象とする法的拘束力を持つ基準が定められたのは、これが初めてです。この条約により、暴力を防止し、女性を保護し、加害者を起訴する基準を設ける上で、各国の体制にさらなる権限が与えられることとなります。皆さんの中には、女性差別撤廃条約に詳しい方もいらっしゃるかと思いますが、この国連の条約や、ラテン・アメリカのベレン・ド・パラ条約や、アフリカ諸国のアフリカ憲章の議定書を基に作られています。イスタンブール条約の前文は、慎重に検討を重ねた上で、女性差別撤廃条約と非常に密接な内容となっており、この結果、イスタンブール条約はより強固で力強いものになっています。また、欧州評議会の全加盟国が女性差別撤廃条約に調印しています。よって、女性差別撤廃条約を基にしているということは、この条約の力をさらに高めることになるわけです。

イスタンブール条約の前文には重要な文言が記されています。前文は、女性と男性の不平等な権力関係が示す支配について示し、その不平等な権力関係の解消に取



り組む必要があることを指摘しています。また、女性に対する暴力の構造的な性質をジェンダーに基づく暴力として認識することを強調しています。これは単なる 2 人のパートナー間の話ではないのです。こうしたことは、常に、男性から女性に対する支配というジェンダーに基づく暴力なのです。さらに、女性や女兒がさらされるあらゆる暴力の種類を挙げています。ドメスティックバイオレンス、セクシャルハラスメント、性的暴行、婚姻の強要、女性性器切除などです。条約では、さらに、国家や政府が相当な注意を払う上で非常に積極的な役割を果たす必要性や、国家や政府が国民を守る行動を起こす上で果たすべき義務についても示されています。条約の範囲の対象となる暴力行為に対し、防止、調査、罰則、賠償提供に関する相当な注意を払うために、国家や政府は、必要な立法およびその他の対策を実施しなければなりません。これは複数の異なる国々の専門家のグループによって管理され、このメンバーがイスタンブール条約に調印している国の政府議会に報告書を提出します。欧州各地から 10 名の専門家が招集され、このメンバーが条約に調印した国々に条約の取り組みを実施させるようにします。

条約は全体的なアプローチを提供するように設計されており、政府機関、議会、人権団体、市民社会団体が実施するあらゆる取り組みの中心に、被害者の権利、すなわち女性の権利を据えています。被害者の権利がこれら全ての中心になるのです。取り組みを実施するための十分な資金についても、条約は保障しています。

正式な組織が、1 カ国につき少なくとも 1 つは設置され、設定された政策や対策のコーディネイト、実施、モニタリング、評価を行います。また、これらの組織は、条約が適切に実施されるように、データの収集や調査も実施することになっています。

被害者の保護に関して言うと、条約の対象となる暴力の定義は、一部の政府が使用している定義よりも広く、これは、イスタンブール条約の重要な点です。私たちが望んでいたのは、これが西ヨーロッパと同様に東ヨーロッパにも、そして南ヨーロッパと同様に北ヨーロッパにも適用されるようになることでした。ですから、心理的な暴力、ストーカー行為、性的暴行、そして私がすでに触れたその他の暴力も含む、広い定義となっているのです。

英国政府は現在、法律の一部改正に動いており、条約の調印および批准により、共同歩調を取るようになるでしょう。英国に関するある数字を見れば、女性に対する暴力の定義を広げなければならない理由をお分かりいただけるでしょう。19 歳以上の英国の女性の 20% がストーカー行為に遭った経験を持っています。また、10 代の少女の全体の 3 分の 1 が望まない性行為を交際中に経験しています。そして、これとは別に 1 年間で発生する肉体的暴力は 1300 万件です。

また、先ほど申し上げたように、イスタンブール条約では心理的および感情面での暴力も含まれ、「強制もしくは脅迫により個人の心理的統合性を深刻に損ねること」と定義されています。つまり、単なる肉体的な暴力のみならず、威張り散らすことも暴力とみなされるのです。さらに、家庭のみならず職場での振る舞いも対象となり、この点も重要です。

暴力に反対する取り組みの支援に、政府と同様、雇用主も参画することを私たちは願っています。

さらに締約国は、「安全なシェルターを提供し、先を見越して被害者に救援を申し出るために、簡単に利用できる十分な数のしかるべき避難所」を提供することが求められます。また、締約国は「電話回線を無料で提供し、24 時間体制で利用できるものとしなければならない、性的暴力の被害者にも同様に提供する」ことも求められています。

さて、非常に手短にはなりますが、加害者の起訴についても考えたいと思います。イスタンブール条約の中のある章では、その章全てを使って警察の取り組みについて言及しており、法律がしかるべき形で即座にその機能を果たし、防止への関与を対象にすることを求めています。つまり、警察も防止や証拠の収集に関与するのです。

防止の取り組みの大部分を占めるのが、二次予防および三次予防です。つまり、暴力的なシチュエーションから女性が逃れる支援を行い、それ以上の暴力を防止することです。しかしながら、世界保健機関によると、一次予防については、ほとんど注目されてきませんでした。私たちは、新たな暴力の発生件数の減少を目的として、根本的な原因に対応する必要があります。そしてこれはまさに、私たちのキャンペーン、すなわちホワイトリボンキャンペーンが行っていることなのです。私たちは一次予防に関する取り組みを進め、女性のエンパワーメントのためのプログラムや活動についても推進するように各国政府に求めています。というのも、社会において女性のエンパワーメントが進めば進むほど、その社会では暴力が発生する割合が大幅に減少する、ということを示す証拠が無数にあるからです。

若い男性の場合、姿勢や信条がまだ十分に固定しておらず、よって、この層に働きかけることが非常に重要です。イスタンブール条約では、人間関係を健全かつ平等に捉えるために、平等、新たなジェンダーの役割、相互尊重、暴力に頼らない問題解決の方法、といった各種の論点を教育することが求められています。

イスタンブール条約ではメディアに対する言及もあり、民間部門、ICT (Information and Communication Technology : 情報通信技術) 部門、メディアに対し、ガイドラインや自主規制を設け、これにより女性の尊厳に対する敬意を高め、女性に対する暴力の防止に貢献することを奨励するようメディア機関に求めています。メディアの役割は非常に重要だと私は考えています。そして、自主的な行動基準に加え、メディアに関する法律の制定も実施すべきだと考えています。さらに条約では、ジェンダーの有害なステレオタイプ化、そして、女性の品位を傷つけるイメージもしくは暴力やセックスを連想させるイメージの拡散を抑える自主規制を採用するよう、ICT 部門やメディアに奨励しています。

さて、12 条の話に進みたいと思います。私は、イスタンブール条約の中では、12 条が最も重要だと思います。スクリーンに日本語の訳が示されていますが、私がこの条約の中で特に歓迎したいのがこの条文です。「締約国は、社会の構成員、特に男性と男児に対して、本条約が対象とするあらゆる形の暴力の防止に積極的に貢献するよう奨励するために必要

な措置を取る」というところです。パン・ギムン国連事務総長が以前に引用したという話を聞きましたので、事務総長の言葉を紹介したいと思います。事務総長は私たち全員が暴力の防止に参画すべきであるとして、次のように話しました。「国家は、暴力を防止し、加害者に裁きを受けさせ、被害者に救済を提供する約束を守らなければなりません。そして、私たちのそれぞれが、女性に対する暴力行為が消えるように、家庭で、職場で、コミュニティで声を上げなければなりません」。男性が暴力行為を振るうのを止めたとき、女性に対する暴力が初めて終わりを告げるのです。

「締約国は、社会の構成員、特に男性と男児に対して、本条約が対象とするあらゆる形の暴力の防止に積極的に貢献するよう奨励するために必要な措置を取る。」
(12条)

欧州評議会
「女性に対する暴力及びドメスティック・バイオレンス防止条約」(イスタンブール条約)



このスライドの、幼い子どもが父親に抱かれている写真をご覧ください。「あなたの息子は何に手を伸ばそうとしているのでしょうか」。私たちはより良い世界に手を伸ばすように子どもたちを促さなければなりません。自分の息子や娘に対する関心を通して男性を参画させることは、男性を反暴力の活動に参画させる上で、効果的であることを示す

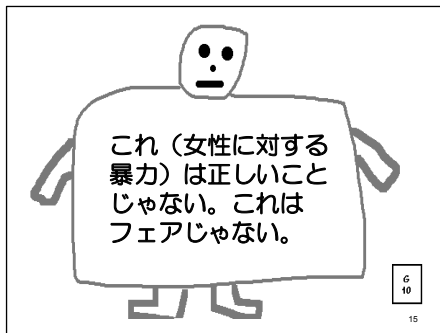
様々な証拠があります。なぜ男性の参画が重要なのでしょうか。第 1 の理由として、それが男性の責任であるということが挙げられます。個人間の暴力では加害者の 89%は男性です。つまり、暴力のおよそ 90% は男性が女性に振るうものなのです。女性が男性に暴力を振るうケースについて尋ねる人がいれば、そうしたケースについて語ることは 10 分の 1 のケースについて語ることであり、90%に当たる女性が被害者となる暴力について語りたくないと答えましょう。

活動に男性を参画させなければならない第 2 の理由は、女性団体が男性の参画を望んでいるからです。こうした団体は男性が女性に対する暴力に異議を唱えることを望んでいるのです。私たちは非常に数多くの女性団体との協力を進めてきました。英国だけではなく、ヨーロッパ各国で、さらにはそれだけには止まらず、徐々に世界中で協力を進めています。第 3 の理由に、男性は他の男性のロールモデルとして活動することができます。男性は軍隊、ビジネス、宗教団体などの世界で人々に語りかけることができます。こうした世界では、男性は上位の役職に就いており、他の男性に対して問題を深刻に捉えてキャンペーンに参加するよう奨励する、ロールモデルの役割を果たすことができるのです。

ホワイトリボンキャンペーンにおける私たちの目的は、女性に対する暴力に反対する取り組みに男性を動員することです。私たちは男性に耳をふさぐことを止めてもらいたいです。私たちは女性に暴力を決して振るわず、決して黙認することなく、必ず声を上げる

という、ホワイトトリボンの誓約を男性にしてもらいたいです。

このためにはどうすればいいのでしょうか。全ての若い男性が暴力に反対するポスターを掲げて行動を起こすようにするには、どうすればいいのでしょうか。ここで4つの理由を挙げたいと思います。まず、家族性という面での利点です。もし自分のおば、姉妹、母親が暴力にさらされることになれば、若い男性も行動を起こすでしょう。2番目には、全体性という面での利点です。暴力が自分たちのコミュニティに感情的、実際の経済にどれほどのダメージをもたらすのか、男性が認識するようになれば、男性も行動を起こすようになるでしょう。3番目に、個人の幸せが挙げられます。新しい自由な関係、そして新しいワーク・ライフ・バランスがある社会に暮らすことは、自身の利益に関する問題であると男性も考え始めるでしょう。最後の理由としては、暴力は明らかに間違っているからです。



これは10歳の子どもが描いた絵です。「暴力は間違っている」「暴力は正しくない。暴力はフェアじゃない」と10歳の子どもが言えるのであれば、全ての大人も間違いなくこのことは理解できるでしょうし、全ての男性も暴力は間違っており、行動を起こさなければならぬと分かるはずで

す。男性を参画させるには、利点の面を強調することも重要です。家族性という面での利点、個人性という面

での利点、そして全体性という面での利点について話さなければなりません。一方で、私たちが行う広告はいかなるものも建設的なものでなければならず、また、私たちが行う活動はいかなるものも関係性に着目したものでなければなりません。

残念ながら、私たちのウェブサイトの使用言語は英語ですが、ウェブサイトの一番右上のところ、ホワイトトリボンキャンペーンの誓約をした人の数をご確認いただけます。そしてそこでは、4000人の男性が「女性に対する暴力に関する取り組みを実施します」としています。

私の持ち時間が終わりますので、次の2~3枚のスライドを手短に説明したいと思います。私たちのこれまでの取り組みの一部を紹介します。

私たちの初めての仕事は学生と共同で実施しました。私たちと話をしてもらうために、私たちは学生にケーキを出しました。しかしながら、学生が問題の一部を理解するようになると、もはやケーキは不要となりました。「もちろん、やりますよ。誓約書にサインしますよ。あなたたちの活動に興味がありますからね」と学生たちは言いました。

これは、バッジを付けて誓約書にサインをした男性が英国のどこにいるかを示した地図です。これとは別のキャンペーンをアイルランドでも実施していますし、また別のキャンペーンをスコットランドでも実施しています。私は世界中がこのように誓約書でいっぱいになることを希望します。誓約書でいっぱいになり各国の見分けがつかなくなるようなレベルまで、誓約書が増えればよいと考えています。私たちは各都市とも協力関係にあり

ます。ある都市では、その都市の中で一番大きなビルに大きな垂れ幕をかけたり、大きなプロジェクションを投影したりして、そのどちらにも、「ホワイトリボン」「暴力は間違っている」といったメッセージを掲げました。さらに、その下にはヘルプラインの電話番号も示しました。というのも、ヘルプラインは非常に重要な役割を果たすものだからです。また、別の都市では、男性が各自、街に飛び出して木々に白いリボンを飾り付ける活動をしたのですが、これは、全ての人々が家から出て、「木々に白いリボンが飾り付けられているのはなぜ」と疑問を持つことを狙ったものです。そしてその疑問に男性たちはこう答えるのです。「なぜなら問題が起きているからですよ」。

ここにいらっしゃる皆さんは、この写真のサッカー選手をご存じでしょうか。そうです。サッカーのイタリア代表のキャプテン、パオロ・マルディーニ選手です。マルディーニ選手はこう語ります。「胸にホワイトリボンを付けることは、サッカーチームのキャプテンの責任を引き受けるようなものです。ただし、それは、もっと大切な試合、つまり人生の責任なのです。フェアプレイとは、試合をするときに全てのスポーツマンが持たなければならない姿勢です。そして、女性や女兒に決して暴力を振るわない、決して手を上げない、傷つけたり、虐げたりするような言葉を決して使わない、と約束することは、全ての男性が毎日の生活の中で持たなければならない姿勢なのです。プレイをしているときに、1人のプレーヤーが暴力を振ると、チーム全体がダメージを受けます。私たちの生活においても、暴力を無視することは、社会全体にとってのダメージを生み出すことになります。ですから、私たちは、ホワイトリボンキャンペーンをサポートするのです」。

私たちは学校との協力を進めており、さらには音楽やスポーツの分野とも協力を進めています。最後に皆さんにお伝えしたいことは、11月25日にホワイトリボンを付けて、誓って、共有することの必要性です。リボンを付けてください。決して暴力を振るわず、決して暴力を許容せず、決して暴力について声を上げることをためらわないと誓ってください。そして、このメッセージを共有してください。

女性の人生で起きている変革には、男性の人生における変革が必要です。「男性は思いやりの文化の担い手となり、男性は旧態依然とした姿勢や振る舞いから解放されることを願い、男性は女性に対する全ての暴力にノーを突き付けている」というメッセージを世界中で発展、展開、伝播させるには、どうするのが最適なのか、この点について共に取り組むパートナー関係を私たちは歓迎します。ご清聴ありがとうございました。

■司会

グリーンさん、ありがとうございました。

パネルディスカッション

■司会

ただ今より、パネルディスカッションを行います。ここからは、本日コーディネーターを務めていただく、弁護士の角田由紀子先生に進行をお願いしたいと思います。

■角田

こんにちは。ご紹介をいただきました角田です。私は北九州市の出身でして、久しぶりに帰ってきてうれしく思っております。

今日のパネルディスカッションは、最初に私が15分ほどお話して、パク・インヒェさん15分、石本さんが15分という予定でお話をいたします。その後3時半ぐらいまで、パネリスト間でのやり取り、あるいは会場の皆さんからご質問を受けたいと思います。質問用紙の手配はしておりませんが、パネリスト同士でそれぞれの話を聞いて、もう少しこのところは深めてほしいとか、補足の説明がほしいとか、いろいろあると思いますので、そういうことについて私が司会をしてお話を進めていきたいと思っております。時間がありましたら、会場の皆さんからのご質問を受けられるようになればいいなと思っております。それでは、まず私から始めさせていただきます。



「女性、女兒への暴力に対する国連と日本の取り組み」

角田 由紀子 弁護士

私のお話は、発言要旨の13ページから、「女性、女兒への暴力に対する国連と日本の取り組み」というタイトルです。「女兒」という言葉は、普通の日本語として妙なのです。これは恐らく“girls”の日本語訳だと思うのですが、公式な訳では少女ではなく女兒を使うものですから、普通の日本語では女兒と使うと小さな子どもというイメージを持ってしまうのですが、ここは成人の女性と未成年者の女性の区別でこういう訳になっております。私は、大人も子どもも含めて、女性に対する暴力の撤廃について、国連が今までどのように歩んできたか、そして日本はどうしてきたかということを手短にお話ししたいと思います。

国連における女性の地位の問題は、暴力を含めて今日まで3つのステージがあったのではないかと思います。まず、ご存じのように第二次世界大戦が終わってすぐ、これからいかに平和な世界をつくるかということで国際連合が組織されました。国連は設立のわりと直後から、女性の地位の向上を重要課題として取り組んでおり、そのための委員会ができ



ます。国連・女性の地位委員会（CSW）ができ、そのリーダーを務められたのが、年配の方はご存じでしょうか、エレノア・ルーズベルトさんというルーズベルト大統領の奥さんだった方です。彼女が中心となり、女性の地位にフォーカスした委員会ができます。

この CSW は毎年 3 月、国際女性デーの前後にニューヨークで会議を行っております。最初にご紹介があったかと思いますが、来年も 3 月初旬に女性に対する暴力の撤廃を大きなテーマに掲げて会議が開かれますので、各国でそのための報告などいろいろな準備が進んでいるところです。

女性に対する国連の活動の第 1 ステージは、まさに女性の地位そのものが直接のテーマになって、その中での暴力というもっと絞った問題にはなっていないのです。第 1 ステージにおいては、女性の地位を向上させるための宣言や条約などができていくわけですが、なかなか女性の地位は上がっていきませんでした。

それで、こんなに一生懸命にやっているのにどうして女性の地位が上がらないのだろうかということが次のテーマになってきて、それが第 2 ステージと私は勝手に呼んでいるのですが、女性差別撤廃条約の採択に結実していく運動なのです。その中で、女性の地位の発展を妨げている大きな要因として「発見」されたのが、性別役割分業の考え方と、それに基づく社会のもろもろの在り方です。「発見」と言ったのですが、ここに括弧を付けたいのです。その事実は昔からあったのに、私たちがそういうものの見方を持っていないために見えなかったという意味で「発見」と言いたいと思います。

その性別役割分業の考え方と、それに基づく社会のもろもろの仕組みというのは、互いに補強しあう関係にあります。私たちはその仕組みに乗ってずっと来たわけですが、これが一番問題だったのだということが分かるのです。そして 1979 年の女性差別撤廃条約が、このことを中心課題にした条約として採択されます。しかし、この段階でもまだ暴力は「発見」されていません。暴力も同じくずっと女性の生活に、恐らく有史以来あったのですが、まだそれは女性に対する暴力という形で認識されていない、日常の出来事だったわけです。

そして第 3 ステージでは、1993 年に国連が「女性に対する暴力撤廃宣言」を出します。これは条約ではなく宣言ですので、先ほどのイスタンブール条約のような法的な拘束力はないのですが、暴力という問題についての非常に新しいものの捉え方がここで示されているわけです。重要なポイントとして、暴力は男性から女性に対する支配の道具であるということがあります。そして、それは歴史的につくられたものであり、しかもそれは女性を男性に比べて低い地位に押しとどめておく社会的な構造の 1 つであると、この 3 つが指摘されたわけです。これは非常に新しい考え方です。

ここから分かるのは、男性から女性に対する暴力は自然現象でも何でもないということです。社会的に人間がつくってきたものであり、だから変えることができるのだというメッセージなのです。つまり、人間があらがうことのできない自然災害ではなく、いわば歴史的な人災であるということが、これによって明確にされたわけです。その考え方が女性差別撤廃委員会にも反映するのですが、1979 年の段階では直ちには反映されませんでした。

その後、女性差別撤廃委員会の一般勧告が出されます。第 12 号 (1989 年)、第 19 号 (1992 年) と、女性の地位を向上させ、女性が社会で人間らしく生きるためには、暴力をなくすことが必要なのだという認識に達するわけです。

これらは、一般勧告という形で暴力の問題に特化した文書です。1993 年の女性に対する暴力撤廃宣言に引き継がれていった考え方がそこではっきり示されるわけです。これはジェンダー不平等の問題である、男性から女性に対する支配の問題であることを明確にしていくのです。それ以後、国連は女性に対する暴力をなくしていくという大きな動きの中で、中心的な働きをするようになります。そして、日本も 1985 年に女性差別撤廃条約を批准しております。国連の一般勧告を受け入れて、暴力についての考え方を徐々に修正していかざるを得ないというところにきていると思います。

女性への暴力の防止のためにはいろいろなことが必要なのですが、その中でも法律の整備はとても重要です。日本はこの点に関しては非常に、非常に、非常に、もう「非常に」を 3 回繰り返したいくらい、遅れているのです。それで、国連は具体的にどのように法律をつくったらいいのかということで、世界中のモデルとすべき法律を集めて、この問題に関してはこんな法律の作り方があるというハンドブックを出しているのです。これは日本語訳で、なぜか 2 種類のもので出回っていますが、たいへん参考になります。だから残念ながらというか、当然というか、日本の例など 1 つも入っていないのです。日本人の認識でのいわゆる先進国だけでなく、日本人が先進国だと思ったこともないようないろいろな国で、女性たちが中心になって暴力をなくすために、あるいは暴力の被害者を守るために、どのように法律を変えていったかという具体例がたくさん入ったものを出しています。

国連の中では女性差別撤廃条約委員会が暴力の問題でももちろん中心的な活動をしています。お手元の要旨集 14 ページの (6) に、国家の「相当な注意義務の問題」を入れましたが、これはイスタンブール条約でも同じ議論がされていると思います。暴力の問題は、見ただけでは個人的な問題のように見えるのですが、実はそうではありません。なぜかという、先ほど申し上げましたように、女性に対する暴力は歴史的・社会的につくられてきた問題で、個々人の責任では終わらない問題だからです。そうすると、国連人権委員会もそうなのですが、女性に対する暴力という問題は、私的領域における国の責任の問題であって、そういうことが起きないように、あるいは起きたときに適切な修復ないし被害の補償がされるとか、そういうことを行うのは国の責任だと、大雑把に言えばそういう議論です。そういう新しい段階に達しているということです。

では、日本はどうしてきたのでしょうか。日本は皆さんご存じのように、たいへんに遅れております。2009 年に日本は女性差別撤廃条約の進捗状況について、国連に第 6 次のレポートを出しましたが、これでは不十分だとして、恐らく 60 項目近い指摘を受けているのです。その中で、暴力の問題もかなりの部分を占めています。そして、まだその指摘にほとんど答えられていないという状況だと思います。

では、法律はどうなっているかという、ドメスティック・バイオレンスについては DV

防止法と私たちが呼んでおります法律ができました。しかし、この法律は恐らくイスタンブール条約の考え方や、韓国の状況などに比べても、まだまだ不十分だと言わざるを得ないと私は思っております。この法律は、暴力の防止と被害者の救済、被害者の自立支援という 3 点について、国と地方公共団体には責任があるとはっきり書いてあるのですが、恐らくその文言に相当するような財政的なバックアップがされていないと思うのです。当たり前ですが、どの事業をするにも金がなければできません。

私はいつもこういうふうに言うので「金、金と言っている」と言われるのですが、実際に事業を行うには、法律がなければ何もできないのですが、法律ができたからすぐにできるわけではなくて、その法的根拠に基づいてきちんと財政的な手当てをすることになります。財政的な手当てができて初めて人的な手当てもできるわけです。この手順は当たり前のことなのですが、日本はそこが非常に遅れていると私は思います。暴力の防止もそうですが、被害者の救済というのは、皆さんも経験されている方がいらっしゃると思いますが、1 対 1 の作業なのです。まとめて流れ作業でやるというような話ではないので、ほかのこと以上にお金と時間がかかるのです。どうもその辺を、政府は十分に理解していないのではないかとと思われるような状況だと思います。

ただ、DV 防止法ができる前に比べれば、この問題に関する理解が大いに進んだということは本当だと思います。非常に面白いものがあります。時間がありませんので詳しいデータをお示しすることができないのですが、DV 防止法ができる前とできた後での、警察の、夫が妻に対する加害者である暴行罪や傷害罪の検挙数の統計があります。もちろん殺人罪のものもあります。殺人罪というのは、大体隠すことができません。だから、どんな時代であっても、夫が妻を殺す数はそんなに大きく動かず、DV 防止法の前も後も現在も、おしなべて 120 件前後です。ところが、暴行罪や傷害罪は被害者が訴えないと、ほとんど警察は把握できません。あるいは把握しても、警察は「本当に夫を訴える気があるのか」というようなことを言うのです。だから、警察官をはじめ人びとが、暴行や傷害の事実をどう見るかの変化によって、警察の検挙数はほとんど 3 倍まで増えているのです。DV 防止法ができたからといって、暴行罪を犯す人、傷害罪を犯す人が 2 倍にも 3 倍にもなるとは考えられません。これが DV 防止法によって社会の認識の変化が起きたことの 1 つの証拠だと思います。

それから、性暴力についてです。これは DV 防止法よりももっと整備が遅れているところだと思います。もちろん刑法の強姦罪などの規定はありますが、刑法は明治の終わり、1907 年にできた法律で、そのままほとんど何も規程の中身が変わっていないのです。「婦女子」と書いてあったのが女性・子どもに変わったぐらいです。中身は何も変わっていないため、今の社会ではとても使いにくいというか、女性の側から見れば、はっきり言って役に立たない法律になってしまってきています。この点について、女性を中心とする意見はいろいろ出されています。韓国のパクさんからもお話が出るかもしれませんが、親告罪をどうするかという問題についても、意見は出ているのですが、日本の中ではそれも放置さ

れたままになっています。

また、セクシャルハラスメントの問題も性暴力の 1 つですが、男女雇用機会均等法により、セクシャルハラスメントを起こさないための事業主の措置義務が設けられ、以前は努力義務だったものが明確な義務になってきました。このように、少し変わってきています。

では、今後どうするかということですが、日本の社会においては、女性に対する暴力がジェンダーに基づく暴力だという認識が低いのだと思うのです。だから、暴力を振るう個人への非難が集中して、もちろんその個人には問題があるのですが、全体的な社会の構造の中でこの問題をどうするのかという視点が非常に弱いのではないかと考えております。従って、そのことを考え直さなければなりません。そのときに先ほどのグリーンさんのお話にあったように、男性をどのように巻き込んでいくかということがやはり非常に重要なテーマだと私は思っています。

では、パクさんどうぞお願いいたします。



「韓国の女性、児童に対する暴力実態と根絶活動」

パク・インヒェ 韓国・仁川女性ホットライン理事

こんにちは。お会いできてうれしいです。韓国より参りましたパク・インヒェと申します。私は、韓国の女性と児童に対する暴力の実態と根絶活動についてご紹介しようと思います。

まず、韓国の女性、児童に対する暴力の実態についてみると、私どもは法律がつくられてから 20 年近くになりますが、相変わらず女性への暴力が減少するのではなく、かえって増加し深刻化していると申し上げることができます。2010 年に行われた DV の実態調査によると、過去 1 年間に既婚男女の夫婦間暴力の割合が 53.8%でしたが、これは 2007 年の 40.3%と比較すると 13.5 ポイント増加した数字です。しかし、警察は DV 事犯が 2003 年以降着実に減少しているという統計を出しました。警察白書によると、2010 年に DV で検挙された者が 7992 名でしたが、2003 年に比べて 55%減少したと報告しています。しかし、起訴になった割合は、2000 年の 4.8%から次第に減少したものの、再び増加する傾向にあります。私が所属している「韓国女性ホットライン」は、今年 5 月までに全国で妻への暴力や恋人への暴力で死亡、または危うく死亡しそうになった事件が 44 件発生、そのうち 39 名が死亡し 3 名が生存したと報告しています。10 月末までの統計を見ると、さらに増加して 106 名が死亡したと報告しています。性的暴力に関してさらに見ると、過去 1 年間に一般成人人口の 0.2%、もちろん女性です、女性成人人口の 0.2%が強姦被害を経験しています。そして、女性が生涯 1 回以上性的暴力に遭う確率が 1.1%と報告しています。警察は性的暴力犯罪が 2000 年以降継続して増加傾向



にあると報告しています。2010年に発生した性的暴力犯罪件数が2万件を超えますが、これは2009年に比べて11%増加したもので、2002年に比べると何と75.8%も増加しています。上記調査によると、女性、児童、青少年の強姦被害率は0.6%、強姦未遂1.0%、悪質なわいせつ行為2.3%、軽度のわいせつ行為10.1%、セクハラ8.6%で、女性、児童、青少年の軽度のわいせつ行為とセクハラ被害の危険が非常に高いことが分かります。警察によると、13歳未満の児童への性的暴力犯罪は2010年に比べて次第に増加しています。女性家族部の統計によると、13歳未満の児童に対する性的暴力が相談全体の16.9%、19歳以下は46.8%に上がることを示しています。

このように暴力が増加する理由を見ると、まず夫婦間暴力の増加が原因として注目されるのは経済的理由からです。2007年の調査に比べて2010年の調査で経済的理由の比率が2倍以上に増えました。調査者はこれに対して、最近の世界金融危機による影響、非正規雇用やパートタイム労働者の増加等、不安定な経済および雇用状況等が暴力の増加に影響を及ぼしたものと分析しています。性的暴力の発生は女性の社会活動と密接に関係すると見られます。2000年代、韓国女性の社会進出が多くなりましたが、2000年、2010年の調査によると、成人女性の人口社会的特性により性的暴力被害率を見た結果、35歳未満の女性が他の年齢層の女性に比べて、就業中の女性が非就業中の女性に比べて、未婚女性が既婚女性に比べて、さらに多くの性的暴力被害を経験していると報告しています。また、暴力やわいせつな画像に誰もが難なく接することができることも原因となります。2010年の青少年犯罪は2009年に比べて少し減少しましたが、青少年の強姦犯は2009年の454名から2010年に2029名と、何と357%も増加しました。これに対して警察は、「情報通信技術の発達によりインターネットで暴力、わいせつな画像に難なく接できるようになったこと」「新種、変種の青少年有害事業所が野放しに広がったこと」が原因であると分析しています。それで、最近韓国では、警察がわいせつな画像、特に児童のわいせつ画像をインターネットに載せたり見せるだけでも、とても厳重に処罰するという方針を出しています。

以上の諸要因はこれだけが原因というよりは、性差別的な家父長的イデオロギーとそれを利用する新自由主義的資本主義と衝突しながら、女性、児童に対する暴力を量産するものと見られます。韓国社会の人たちは全世界的に類を見ない急速な経済成長を成し遂げましたが、その結果無限競争時代をもたらし、それによる社会的抑圧と暴力—具体的に言えば経済的な両極化、高い失業率、家族の崩壊、社会的セーフティーネットの解体等、そうした社会的抑圧と暴力の前に無防備に露出した状況に無力なまま孤立して直面することになりました。それでこうした人びとの解決方法というのが、自分を押しえつめる社会的抑圧に対して、自分より弱い者、女性、児童のような弱い者に暴力を振るったり、それさえできない人びとは自身に暴力を加える、すなわち自殺したりうつ病にかかったりすることになります。最近の調査によると、韓国社会の今の自殺率と暴力率は世界で1、2位を争うほどです。特に女性と老人の自殺が大変増えています。

第2に、韓国のDV防止法と性暴力防止法の長所と弱点について申し上げます。韓国がアジア諸国の中で早く法律を制定したという点では一定の評価を得ていますが、そこにもまた影の部分があるということを申し上げます。韓国のDV防止法は1997年に制定されました。性暴力防止法は1993年に制定されました。これらの法律は共に女性、児童への暴力を根絶するための国の責務を明示しています。先ほどグリーン氏がおっしゃったように、こうした試みと世界会議での議論を見ると、DVに対する国の責任は4つ(4Ps)に要約しています。女性への暴力の予防(prevention)、暴力被害者に対する保護(protection)、暴力行為者に対する処罰(prosecution)、被害者が被った身体的、精神的、財産上の損害に対する賠償(provision of compensation)、が4つのPです。韓国の法律を見ると、被害者保護法と加害者処罰法に区分され、それぞれ保護と処罰内容を明確にしています。被害者保護のためには、相談所と保護施設の運営および被害者への医療、法律、住居支援のために国が必要な経費を支援するようにしており、被害者専門担当調査制度と専門担当裁判所制度を設けています。また、重複審理を避けるために、映像物の撮影および保存、信頼関係にある者の同席、専門家の意見照会、非公開審理、ビデオ等中継装置による審問等のシステムをつくっています。加害者に対しては、刑事的な処罰以外にも、再犯を防ぐために処罰した加害者の身上情報の登録と公開、化学的去勢と呼ばれる性的衝動の薬品治療剤と、GPS足輪着用と呼ばれる性犯罪者電子監督制度を実施しています。予防のためには、3年ごとに定期的な実態調査および青少年への性教育および公教育における予防教育を義務化しています。私が先に資料として報告したそれらの統計調査は、まさにこうした法律に基づいて国が3年ごとに定期的の実態調査で報告されたものです。

このように長所もありますが、反対に弱点もあります。弱点は法律で家父長的かつ家族主義的要素を完全に除去できなかったという点と、現実政策で国の責務を伴う実践が不完全であるということです。女性救急電話1366やワンストップセンターなどは、100%国の財政支援がありますが、相談所と保護施設については、国は必要経費の約80%程度しか支援しておらず、100%ではありません。残りは遂行する民間が行うようにしています。国の支援と引き替えに、女性団体の自主性を損なう側面があります。また、国会議員、警察、検察、判事等の法制定者と執行者に家父長的な思考が残存していて、妻への性的暴力、暴力被害女性の正当防衛等が認められておらず、女性への暴力発生時の警察の対処が不十分で、加害者処罰率が低いです。最近、韓国でDVを受け、申告をしたにもかかわらず、そばで争う声を聞きながら警察が出動しなかった事例がありました。また、学校における義務教育も十分に守られておらず、試験、入試を理由に、こうした教育が省略されているケースがたくさんあります。賠償に関しては全く議論されていません。

このような事態に対して、女性団体がどのように活動しているのか申し上げます。女性、児童への反暴力運動を行っている女性活動は相談所を中心に展開しているのですが、その実態を簡単にご説明します。まず、2011年12月現在、DV相談所が244カ所あり、そこで1600名ほどが働いています。韓国にはDV相談所、DV保護施設、性的暴力相談所、性的

暴力保護施設があります。これらの施設で、28万件以上、毎年、相談を行っています。DV相談所は2006年に372カ所でしたが、今は次第に減って244カ所に減少しているにもかかわらず、相談件数はそのまま維持されています。また、DV保護施設も65カ所ありますが、今は若干減った状態です。24時間運営する女性緊急電話1366が17カ所あります。相談件数は増加しています。相談内容を見ると、DV、性的暴力、家庭問題が大部分を占めています。女性緊急電話1366の従事者は全員常勤職です。性的暴力相談所も2008年に196カ所だったのが、今は152カ所と少し減りました。そこで仕事に従事する者も1156名になります。相談件数も13万8000件程度になります。性的暴力被害者保護施設は今19カ所あります。障害者入所者も90名に達します。医療、捜査、相談、法律サービス等の統合支援を行っているワンストップセンターが2011年までで21カ所あります。ここでも1カ所当たり警察3~4名、相談員3~5名、看護師1~2名、行政要員1名がチームになって配置されています。それで、被害者があちこち訪ね回らずに、このセンターを1カ所訪ねて行けば全て解決できるようにしています。さらに、性的暴力被害女性、児童の医療、捜査、法律支援のためのひまわりセンターが全国に19カ所あり24時間運営されています。

このような相談所以外に、女性たちは特に性的暴力特別法制定当時から親告罪の廃止を一貫して主張してきました。国連女性差別撤廃委員会でも、政府への報告書の審議で親告罪条項と、それによる低い告訴率と有罪判決率に対する憂慮を表し、親告罪廃止を勧告しました。それで、多くの部分、13歳未満の児童などの親告罪は、みな廃止されましたが、最後まで残っているのが成人女性の親告罪です。それで、女性団体では親告罪廃止を実質的な性的暴力根絶の対策と見て、親告罪廃止運動を活発に繰り広げています。こうした女性たちの要求を受け入れて、去る8月に民主統合党のユ・スンヒ議員など33名の議員が親告罪廃止を骨子とする刑法一部法律改正案を国会に提出しました。親告罪廃止に反対してきた法務省も肯定的な立場に翻り、今年中に親告罪廃止を成し遂げることができると期待しています。

韓国女性ホットラインはDV防止法の限界と戦うことに力を注いでいるのですが、特に、DV被害者による加害者死亡事件裁判で、DV被害者の正当防衛を主張する法的支援に力を注ぐ一方、女性暴力被害者の司法正義実現のための討論会を開催しました。また、警察通報用電話112への救助要請を無視してDV被害者を死亡に至らしめた事件を契機に、反復される警察のDV犯罪に対する不十分な対処を糾弾する討論会を開催する一方、関連団体が共に「女性暴力被害者追悼および女性への暴力根絶のための共同行動」を組織して、会員たちが交代で警察に対する一人抗議デモを行い、検察に警察を告発しました。そして、12月にある大統領選挙に備えて、女性暴力を根絶するための政策と公約をつくって、それぞれ候補者らに提示しており、この前の水曜日、民主統合党のムン・ジェイン候補に直接面談して、公約を採用するよう要求、採用するという返事を得ました。以上で終わります。

■角田

ありがとうございました。それでは最後に石本さん、お願いします。



「現場から見る女性、女兒に対する暴力の現状」

石本 宗子 久留米市男女平等推進センター相談コーディネーター
・社会福祉士

なぜ久留米市の人間である私がここにいるのかと思われるかと思ひます。実は久留米市は、私がいる久留米市男女平等推進センターを中心に、DV 対策を 1996 年ぐらいから積極的に積み重ねてきていまして、DV 対策については全国自治体の中でも先進県だと自負しています。その先進県たる根拠は何かというと、システムティックに DV 対策が進んでいるということにあります。一時保護された女性が、新たに生活を立て直していく、自分の回復を図っていくプロセスにおける支援体制が整っているという状況があります。そういう女性たちの相談の受け皿ということもあって、私の所属している男女平等推進センターの DV の相談件数は毎年右肩上がり、女性の生き方支援が相談室の目指すところですが、平成 23 年度で約 3500 件の相談件数のうち DV がらみが 40% ぐらいありました。これだけの相談件数を、4 人の相談員がローテーションでこなしています。相談件数が増えても、それをきちんと相談者 1 人ひとりの生き方の中で解決していく道筋を立てていくことを可能にする基盤や体制が整っていなければ、相談を引き受けていくこと自体とても危険な部分があり、私がここに起用されたのはそういったことがある程度整備されているという久留米市の実績を認めてくださってのことと思ひています。



もう 1 つ、私自身は 25 年前から 10 年間ぐらい福岡県の女性相談所でソーシャルワークの仕事をしておりました。当時は DV 防止法も何もなく、売春防止法に基づいて設置された施設に DV 被害当事者が訪れているということすら知らずに転勤で参りましたが、行ってみてびっくりで、60% が今でいう DV、10% が性的虐待を受けた女兒、10% が今でいうデート DV で、妊娠して相手の男性との関係が破綻をして路頭に迷ってしまったというような人なのです。加えて今でいう人身取引の被害者。女性相談所の業務はこのような方々の一時保護を中心に展開されるのですが、ほとんどが女性に対する暴力の被害当事者という状況でした。その場で働いていた自分自身の体験も含めた話を少しさせていただきたいと思ひます。

私からは、DV に特化した話をさせていただくこととなりますが、時間がありましたら性暴力にも触れていきたいと思ひます。まず、DV 被害の女性の現状から少し申し上げたいと思ひます。

DV 被害女性について私が感じるのは、身体的暴力は大変分かりやすいために、マスコミが報じているような凄惨な状況を DV と思っている人がたくさんいます。当事者はもちろ

んすぐ気が付くことではあるのですが、加害者は「あそこまでいっていないから俺は DV をしていない」と言い放つ人がいらっしやるようです。そういう認識状況ですから、どうしても私たちは身体的暴力を暴力として認定しやすいのですが、実際は精神的暴力が一番多いというのが、内閣府によって取り組まれた平成 23 年 2 月 8 日から 3 月 27 日までの 24 時間フリーダイヤルの中で明らかになっています。精神的暴力の件数が一番多いことと、件数では正確に覚えていませんが、10 年以上の暴力が続いているものが 3 割で、一番多いゾーンは 16 年以上という報告が上がっております。多くは精神的暴力だろうと推察しているところです。

当事者たちは、相手から非常に責められる、混乱するようなことを言われる、相手の気分がころころ変わることに對し、それに的確に応じないことでまた責められるという、何度も責められるという状況の中で、自分自身がどこにあるのか分からなくなっていくような混乱させられる状態があります。私どもの相談室にみえたときでも、自分が悪いのだと言われる方がとても多いです。そして、自分に起こっていることが理不尽なことだと分かっているにもかかわらず、自分さえ我慢すればいい、自分に悪いところがあるからだ、あるいは、子どものためには両親がいた方がいいから、このまま我慢するしかない、でも苦しいのだ、でもつらいのだと訴えられています。

それと併せて、私の言うことについて誰も分かってくれないとよく言われます。自分の両親も分かってくれない、周囲の人も分かってくれない。どういうところで分かってくれないかという、加害者は大変外面がいい。地域の有名人だったり、例えば学校の PTA の会長であったり、子ども会の役員をしていたり、組織の中でそれなりの立場を担っている方が多いわけです。だから、十分に感情のコントロールもできるし、人によって使い分けることも十分にできるという、非常に社会性のある方たちが多い。でも、妻という存在に對しては、そういう社会性はかなぐり捨てて、自分の思い通りの思考、思い通りの行動パターンをとらせようとする。さらに、自分の思い通りにならないことのサポート、ケアも役割として要求する。

そういう状況で、早い話が DV のカードを切っているのは加害行為を行っている人なのですが、2 人の関係の中では、加害行為を行っている方が、お前のせいで俺は怒っているのだし、気に入らないと思っているのだし、腹を立てているのだというふうに、あたかも自分が被害者であるかのような言葉を相手に発して、相手を追い詰めるという状況が起っています。そういうコントロールを受けているために、なかなかその場から離れにくい。離れるという発想すら湧かないという方がたくさんいらっしやいます。

当事者の状況を見ていてとても気になるのが、身体的暴力 1 つをとっても病院に行かない。病院に行っても、階段から転げ落ちたとか、寝ぼけていてドアにぶつかったといった説明しかしていない。だから、保護命令制度は DV 防止法で明記され、制度としては機能しているのに、その申し立てをするだけの立証する証拠そのものがない、写真もない、病院にも行っていないという方がたくさんいます。何度も何度も繰り返される暴力で命を落

としそうになったような方ですら、1度も病院に行っていない。鼻が骨折した、あるいは肋骨は何カ所折ったか分からないという状況であっても病院に行っていないという方がいます。それは保険証を持たされていない、お金が自由にならないという別の形の暴力と、先ほど申し上げたように、自分が悪い、自分が相手の気に入るようにできなかったためにけがをしている、この状況を医者に説明したくないということと、そのことによってもたらされる自分自身のみじめな感情、そういったものが病院に行かないことにつながっているのだと感じることがあります。多くの方が理解されない中で孤立している。的確な情報が手にできていないために自分の状況を自分自身が把握できない状況にいると思います。共通しているのは、安全ではない、安心できる状態にない。相手と暮らしているときも、そこから避難すると決意をしたとして、その一時保護に至るポイントのところの安全の確保、さらに生活再建に踏み出した後の安全確保が、非常に厳しい状況にあります。

続いて、女兒に対する暴力について3つの暴力被害を痛感しています。1つは、DVの中にいる子どもは非常に厳しい状況にいます。DVの影響で、DVによって物事を解決する手法を学ぶだけではなく、お父さんとお母さんの争いの中で、自分がいい子にしていればこの争いが起こらないのではないかと考えて、長男、長女は共通していい子です。弟、妹の世話をし、加害者を取りなし、被害者を慰め、自分がこの家のケアを一身に担っている。そういう子は小学生でも中学生でも、高校生にも見られます。しかも成績もいいというような、誰からも特に心配されないけれども厳しい状況にある子どもさんがたくさんいます。

けれども、その状態がずっと維持されるわけではなく、どこかの時点でスイッチが入って家庭内暴力に転化していくことが多く、そのときに女の子の場合にはジェンダーによる、いわゆる家族に対するサポート役割、ケア役割が男児よりもさらに付け加わります。そのために、お母さんが娘に寄りかかってしまい、娘を手放したがらず拘束する状況もまた生まれていると思っています。もちろん家庭内暴力だけでなく、不登校、引きこもり、それから精神を病んでいくというのも、子どもの中に現れている特徴的な状況です。

2番目に、DVの中での性的虐待の厳しさも指摘されています。特定非営利活動法人の全国シェルターネットで2001～2008年の間に、全国の民間シェルターや一時保護所、婦人保護施設などで行った調査では、性虐待6%という結果が出ていますが、これは児童相談所における性的虐待の約2倍に当たります。見過ごせない数字だと思っています。私自身は女性相談所時代に、性的虐待を受けたと訴えてこられた女兒を40人以上一時保護し、関わってまいりました。要旨集には書いておりませんが、それとは別に、かつて性暴力を受けましたという方が40人ぐらいいらっしゃいます。そういう性暴力、性虐待の多さを痛感していますが、性虐待の加害行為者に実親が非常に多いのも非常に気になっているところです。

3番目にデートDVの問題です。デートDVはある意味DVの中で顕在化し、予備軍に対してどう啓発していくかという捉え方から始まったかと思うのですが、実際は予備軍ではなく、すでに支援の対象者がたくさんいます。中学生で妊娠をすとか、高校で性的暴行被害に遭うとか、デートDVの中でのレイプも起こっているし、また暴力が実際に起こっ

ています。私の関わった方で、高校 1 年で交際を始めた相手から、別の同級生の男の子から挨拶をされて返すだけで、校庭の隅に連れて行かれて殴る蹴るを受けたとか、あるいは「ここが分からんけん、教えて」と言われて教えただけで、「お前は何をしている」と暴力を受けたというように、高校生の中にもすでに支援の対象者が存在することも気になっています。

社会全体では、今、報道の中で多く見られるのは社会人における交際相手からの暴力です。長崎県西海市のストーカー殺人しかり、昨日は逗子市でストーカーによって 20 日間にわたって 1089 件ものメールが寄せられ、そして殺されている。そういうストーカー被害による暴力も気になっているところで、年齢を問わず女性、女兒に対する暴力は日本の社会の中で根強く残っているし、顕在化してきつつあると理解をしています。

最後に、課題を簡単に述べておきたいと思います。やはり相談員の資質が大きく左右します。それを育てる組織のバックアップが必要です。先ほど申し上げましたように、相談員がどれほど豊かな資質を持っていても、その相手である被害当事者をさらに受け入れて支援していくシステムが、行政の中で、日本の社会全体で整っていないければ、声を上げてもそれから先はないのです。そこの脆弱さはとても気になります。久留米市が先進自治体と言われているのは、恐らくそこをずっと強化してきたということにあるのではないかと思っています。以上で終わりたいと思います。

ディスカッション

■角田

ありがとうございました。非常に中身の濃い話が短時間で届けられたので、なかなか消化しきれない状態ではないかと思いますが、先に進めたいと思います。私から、グリーンさんを含めて幾つか質問をさせていただきたいと思いますが、グリーンさんから、イスタンブール条約



についてお話をいただきました。要旨集の 5 ページに、防止 (Prevention) で大事なこととして、教育と専門家の教育と、2 つ教育に関して載っています。私は、日本はこの点について非常に弱いのではないかと考えているものですから、そこで言っている教育は、どこで誰に対してどういう教育をすべきだと議論されているのかが 1 つです。もう 1 つは、専門家の教育がそれとは別に書かれておりますので、そこで言われている専門家はどのよう

人なのか。例えば日本が国連の人権関係の委員会とか、女性差別撤廃委員会（CEDAW）から耳にたこができるぐらいに言われているのは、ジェンダー教育が裁判官などを含め法律関係者にできていないということです。私は現場で実感していますが、そういうことも多分視野に入っているのではないかと思います。教育ということと、専門家の教育についてもう少しお話を伺いたいと思っております。これが最初の質問です。よろしくお願いいたします。

■グリーン

ええ、興味深いですね。他のパネルメンバーの皆さんに私もお伺いしたい質問の1つですね。というのも、裁判官および警察関係者の研修を増やさなければならない点については、私たちの全員が指摘していますからね。現在、私は、英国で、医療研修の新たなガイドラインの設置を目指す、あるパネルのメンバーになっています。新しい薬の臨床ガイドラインの基準を設定する組織と同じ組織ですが、医師の研修についても検討しています。私が医師の代表者と話をしたところ、「そうしたものが私たちにどうやってなじむのか」と私は尋ねられました。しかし、私にとっては、医師がそうしたことになじむのは当然のように思われました。というのも、それは公衆衛生の話であり、予防教育の話だからです。欧州評議会条約では、各国に対し、裁判官の教育、警察関係者の教育、医療サービス提供者の教育、ソーシャルワーカーの教育、さらには教師の教育に関する取り組みを行うように勧告しています。また、英国においても、教師の1人ひとりがこうした問題の理解に取り組まなければならない、と私たちは勧告しています。というのも、私たちのようなNGOが現場に入り、デートレイブやデートDVの教育に取り組もうとするより、教師がそうした取り組みを行う方がはるかに簡単だからです。学校の教師の1人ひとりが問題を認識し、通常の業務の一環としてそうした問題について語る方が、特別なグループが現場に赴いて特別な授業を実施し、活動に取り組むよりもはるかに簡単なのです。このような主張を私がするのは、何も責任を逃れたいからではありません。私が言いたいのは、それは教師の責任でもあるということなのです。この問題を真剣に検討することは、私たち全員の責任なのです。以上が私の答えとなります。

■角田

ありがとうございました。私は弁護士なものですから、日本の状況を見ながらもう一言お尋ねしたいのですが、法律家への教育といったときに、日本では特に裁判官を考えた場合には最高裁判所が責任を持っている分野なので、政府や、まして民間である弁護士は、とやかく言うことは勝手なのですが、具体的に影響を及ぼすことができない仕組みになっているのです。つまり、裁判官の教育は最高裁判所の専権事項になっているので、なかなかそこに手が付かないということなのですが、英国の場合はどういう状況になっているのでしょうか。大変興味がありますので、よろしくお願いいたします。

■グリーン

私たちにできることは、それを全ての法律家の研修の一部にすべきであると勧告することだけです。裁判官は全て法律家なわけですから、結局のところ、こうした人々のところに話は行くわけです。実際、それはすでに裁判官の研修の一部になっています。女性の保護に関する新しい法律が制定されると、裁判官はその法律に関する何らかの研修を受けなければなりません。しかしながら、私は単にそれだけでは終わらないと考えたいですね。私にとっては、個別の法律の話ではないのです。一部の裁判官の姿勢の話でもあるのです。ですから、こうした人々が既存の法律をしかるべき形で理解できるようにしなければならないのです。そういう点では、司法に携わる者としての、また、社会の一員としての問題です。警察関係者についても、私は同様に考えています。警察官の1人ひとりが研修を受けるようにしなければなりません。一方で、日常的に研修をどのように解釈するかについての話でもあるのです。私たちの大々的なキャンペーンは、不適切な行動を目にしたときは、必ず行動を起こさなければならないということ、こうした人々全員に訴えるためのキャンペーンです。

■角田

ありがとうございました。何か道遠いような近いような、できそうでできないという感じがしているのですが。

パクさんに対する質問に移らせていただきたいと思いますが、韓国の場合は、相談センターを中心にいろいろな活動が行われているということで、例えば1カ所でいろいろなことの処理ができるワンストップセンターも、日本の場合はそこで法律手続きができるわけではなく、一応相談ぐらいはできるという程度です。韓国の場合は、非常にたくさんの箇所でもう少し本質的なワンストップセンターの活動がされているようですが、そのための費用はどのように保障されているかということが1点です。つまり日本のワンストップセンターは今東京、大阪、愛知の3カ所あるのですが、愛知だけが確か政府のお金が出ていて、東京と大阪は民間がやっているということになっているものですから、韓国ではたくさんあるワンストップセンターのお金がどこから出てくるのか、すごく素朴な質問です。

2番目は、皆さんも聞いていらして、へえと思われたと思うのですが、刑法の中の親告罪の廃止という議論です。この法律改正がもうすぐできそうだし、私の聞き間違いでなければ、12月の大統領選挙の1つの議題になるというお話だったと思うのですが、日本では残念ながらとても考えられないと思います。親告罪を廃した方がいいという意見は出ているのですが、野田さんがそんなことを言うとはとても考えられません。韓国の場合は、どうしてそれが法律になるまでに一般の人たちの支持を得ていったのかということをお話していただきたいと思っています。

■パク

まず、ワンストップセンターの財政問題についてはですね、一応法律的に DV 防止法、性的暴力特別法案に、センターを設立するときには財政支援を行うとなっています。私がさっきその 1 カ所当たり、警察と相談員、看護師、行政要員がいると言ったのですが、ひとまず基本的な支援は地方自治体になります。しかし、100%地方自治体だけで行うのではありません。警察が 3~4 名来れば、警察の月給は警察庁が支払いますので、間接的に政府が支払うことになるのですね。その次に、相談員。相談員の費用は地方自治体が支払います。看護師は大体、現在このワンストップセンターが病院に設置されている場合が多いので、センターを設置した病院で看護師の費用の一部をまた、支払います。行政要員も政府でします。ひとまず基本原則として地方自治体が 100%費用を担当する。しかし、地方自治体だけでなく、政府と 50%ずつマッチングファンド^{※2}で行うので、まず民間が独自にお金を投じるケースはありません。ワンストップセンターと女性緊急電話 1366 は、100%公的機関が支援しますが、それ以外の相談所は民間の担当チームが莫大な費用を負担していて、相談所が、私が前に、継続して減少していると、そのように申し上げましたが、民間が支援をできずに、相談所を廃業する状況がずっと生じています。韓国の相談所は 100%民間が行っています。その中で一部、国の直接支援を全く受けられない相談所も多くあり、受けていても約 80%程度であるため、相談所自体が減少しているのです。

2 番目の質問の親告罪は大統領選挙と関係なく、今、国会が開かれていますが、今国会で廃止されるのではないかとこのように期待しているのです。最近、子どもたちや家庭の主婦、そうした女性たちが性的暴力に遭い、性的暴力の後に殺害される、そういう事件がたくさん発生して、特に朝、子どもを幼稚園に送る車に乗せた後、家に戻ってきたお母さんが待ち伏せしていた加害者によって性的暴力に遭い、死ぬ目に遭う、こうした事件が報道されることによって、市民の怒りがとても大きくなる、そうした圧力があつたため親告罪が問題となり、廃止すると政治家たちが起ち上がることになったのですね。被害者の犠牲、死があつたために可能であつたと思います。

※2…市民・企業・行政等が資源を持ち合い、より規模の大きい活動を実現させるために共同になって寄付や補助金といった資金を提供しあう制度

■角田

ありがとうございました。日本の中では強姦罪のような親告罪の廃止が議論になっていることがあまり知られていないのではないかと思います。先ほどから話に出てきました女性差別撤廃委員会の中では、これはもう廃止すべきだという意見、それから他の国連の人権に関する委員会でもそういう勧告は出ているのですが、なかなかそれが問題だということがまだ知られていない状況なので、これからもっと考えていかなければいけないのではないかと思います。

石本さんに聞きたいのですが、最初の方でご自身が説明されていたと思うのですが、久留米市がどうして暴力対応について先進地になったのか。これは、どうして久留米市がという意味ではなくて、こんな大きな北九州市でできていないのということです。北九州は別の暴力で忙しいというお話でしたが、市長もおっしゃっていたように、私は DV は小さな暴力なのだろうかと思いつつも、とにかく小さな暴力でも放置しておくとなんでもない暴力になって、最終的な放置は戦争だと思っています。いずれにしても、北九州よりは小さい久留米市でなぜそのことが先進的にできたのかお尋ねしたいと思います。もっと大きな所でも、できるのではないかということを考える手がかりになるのではないかと思いますので、よろしくお願いします。

■石本

久留米市の人口規模は、合併前は 20 万、合併後は 30 万になりました。久留米市が DV 対策に着手したのは、私の記憶では 1996 年ぐらいからです。北京女性会議以降ぐらいから 1 つひとつ積み重ねてきたし、そのときにはそれこそ北九州市の母子生活支援施設などもモデルにさせていただきながら、久留米市立の母子生活支援施設で緊急一時保護の開始などにも取り組んできました。そのような中、もっともシステマティックに進んだのは、誰かが何か危険な目に遭わないと変わらないというのがあるのですが、久留米市の場合、ワンストップサービスが DV 対策として 2004 年から定着しています。男女平等推進センターと家庭子ども相談課という婦人相談員のいるセクションでは、ワンストップ共通シートというのを作って持っていけば、各行政窓口は暴力の内容等は聞きません。例えば学校の転校であれば、「転校する児童はどの子ですか」からなのです。どこに住んでいるからどの学校と話が始まる、そういうシステムをつくってきました。

最初のきっかけは、民間団体の方と当事者が行政サービスを求めて久留米市役所をうろうろしているときに、加害者側とニアミスを起こすという事件があったのです。そのことから、被害当事者が行政サービスの窓口をあちこち訪れること自体が非常に危険な場合があるという認識が生まれました。また、いろいろな窓口に手続きに行くということは、同じ話を何度もしなければいけない。氏名も生年月日も住民票所在地も、今どこにいるの、一体何があって久留米市にいるのかということ全部話さなければいけない。10 あれば 10 回話さなければいけない。そのことによってメンタル低下していく、暴力を受けたときの感覚に引き戻される。これはまずいのではないかという問題認識の中で、このワンストップサービスカードがあれば、窓口で説明が要らない、あるいは、危険な人は 1 カ所に行けば、そこに関係各課が来てボタンタッチ方式で手続きを進めるシステムが 2004 年に整備されました。そのためにもちろん庁内のネットワーク会議などで、ワンストップシステムの必要性を確認しワンストップサービスカードの様式なども話し合ってきました。

もう一方に、2006 年に仕上がりしましたが、2 年かけて関係各課の所属長と実務経験者、それから男女平等推進センターの調査研究グループの委員とで意見交換会を積み重ねてき

ました。そこでは例えば、生活保護の申請をしたときに、親族による支援の可能性を調査する扶養義務調査をしないしてほしいと申し入れる等、DV被害者に配慮してほしいことをめぐって意見交換しあい合意に達した内容を覚書にしてマニュアル化したものがあります。

2008年のDV防止法二次改正の基本指針の多くに、久留米市のこのシステムが反映されています。このようなことができたのは、行政の職員に2年という時間をかけて作り上げていく熱意があったこと、考えたことを具体化しやすい行政規模であることも要因だったように思います。顔の見える関係だったということでもあったかもしれませんが、そういう仕掛けの中で、被害当事者が久留米市で何か危険な目に遭うことだけは避けたいという思いがみんなの中に共通にあったのは確かですし、もう1つプライバシーをさらさないような進め方をしたいというのも、会議の中で出た意見であり、みんなの合意点です。小さなことでも、時間のかかることでも、1つひとつ取り組みながら積み重ねてきた結果だと思っています。

■角田

ありがとうございました。今の石本さんの話を聞きながら、多分皆さんも思い出されたことは、今朝テレビなどで報道されていた逗子のストーカー被害事件のことです。なぜ加害者に、彼女が結婚して新しい姓になって新しい所に住んでいるのがばれたのか、なぜそうなったか知っていますか？警察が彼を逮捕に行くときに逮捕状を読み上げたのです。そこに被害者の住所と名前が書いてあったことが、彼が探し出すきっかけになったと。とんでもない話ですよ。

これは、今の久留米市の話とすごく関係してくると思うのです。ばらばらにやっていると、守らなければいけない、共通で危険だという認識が一致しないわけです。だからシステムティックな介入や対応が必要だということを、今あらためて思ったのです。逮捕状からそういうことがばれるなんて考えられない。でも、考えられないことがこの国では頻繁に起こっているのです。だから、よくよくそういうとんでもないことも起こり得るのだということも考えた上で、どういう対応をするかをデザインし直さなければいけないのではないかとあらためて思いました。

それから、もう一度グリーンさんに詳しくお尋ねしたいのですが、主としてドメスティックバイオレンスだと思うのですが、女性に対する暴力の問題は、被害を受けている人が自分の会社の従業員であれば、会社の経営その他にも影響を及ぼすということで、雇用主に対して保護やもろもろのことをやってほしいという要求をされるのだとおっしゃいました。このことは、90年代の半ばごろにアメリカで聞いたときは、どういう関係があるのだろうかとよく分からなかったのですが、今もそのことをおっしゃったので、日本の会社の経営者の人たちに、そういう形で被害者の保護を一緒にやっていただくことがなぜ必要なのか、もう一度分かりやすくご説明いただきたいのです。

つまり、ドメスティックバイオレンスは家庭の問題だから会社は関係ないという見方が

あると思うのです。それはそっちでやってくれ、会社の中で起きたセクハラなら会社も関係あるけれど、会社はそんなことは関係ないと思われてしまうのですが、そうではないと。会社として地域全体として、多分その問題を考えるという立場だと思うのですが、その辺をもう少しお話しただけないでしょうか。

■グリーン

従業員を保護するという責任を雇用主が共有することの大切さについて、私たちの全員が理解しています。しかしながら、そうした責任を背負うように雇用主をいかに説得するか、それが問題なのです。英国ではそれは依然として難しい問題なのですが、米国では非常に強力なキャンペーンが展開されています。ただし、米国でも、各雇用主に対して同等の責任を引き受けるように現在も説得を試みている最中です。私の第1の狙い、第1の戦術は、従業員が暴力の被害者になった場合、どれほどの損失が生じるかを雇用主に伝えるというものです。英国では、従業員を保護しなかった場合、被害者となった従業員1人につき、1年間でおよそ6000米ドルの損害が発生すると考えています。この金額には、従業員の休業によって生じる損失、被害者となったために離職しなければならないスタッフの交替によって生じる損失、気持ち非常に動転したり、心に傷を受けたりして100%のパフォーマンスが発揮できず、能率が下がることによって生じる損失などが含まれます。ですから、企業にどれくらいの損失をもたらすかについて話をすることができれば、企業も関心を持ち始めるのではないのでしょうか。感情面での責任というよりは、経済面での損失の話なのです。これは企業にとって悪い話ですからね。そしてこうしたことには、企業は反応するものですからね。連絡を取ることを薦める組織としては2つあります。1つは、実は米国にあるのですが、「女性に対する暴力を終わらせるための企業提携 (Corporate Alliance to End Violence Against Women)」で、この組織の中で各企業が取り組みを進めています。この組織でスタッフが活動し、また、ウェブサイトも運営しています。もう1つの組織は、英国にある、「ドメスティックバイオレンスに反対する企業提携 (Corporate Alliance Against Domestic Violence)」で、名前が先ほど紹介したアメリカの組織と非常に似ています。これらの組織からは、企業を参画させる最善の方法に関するアドバイスや提案を受けることができます。ただし、本来は企業が責任を背負わなければならないことは、私には、自明の理であるように思われます。

■角田

ありがとうございました。今のお話を伺いながら、非常に面白いと思ったのは、損害を数値化する、目に見える形でどのくらいの損失が発生するかを数値化して見せるということです。感情的な話ではなくて。それを伺いながら思い出したのですが、昔、アメリカ人の法科大学院の先生が、授業の中でこんなことを言ったのです。「男の人は総じて数字が好きなのだ。だから、説得するときには、感情的な話ではなく、数字で示して伝えると説得

されるのだ」と。つまり、数字になってくると客観化されるわけです。それは 1 つの方法だと私も思いました。今のお話から私たちが学ぶことはいろいろあるのではないかと思います。家庭の中で夫婦の問題というか、私的な関係の中だけに閉じ込めなくて、会社も含めて問題を社会化していくことは急いで行う必要があることではないかと思いました。

時間があまりないのですが、パクさんにもう 1 つお尋ねしたいのは、日本では韓流ドラマのファンがすごく多いですよ。私はほとんど見たことがないのですが、あの中に出てくる、イケメンたちがぞろぞろ、こんなにもいるのかと思うぐらい出てくるのですが、韓国の社会でも日本の社会と同じように、家父長制の残りかすの問題があると思うのです。ああいうドラマから日本人が韓国の男性に持つイメージは、どうなのでしょう、暴力的ではないと見えるのですが、むしろ私は結構古風な恋愛関係かと見ているのですが、韓国の社会の中での若い男性の暴力に対する態度はどうなのでしょう。

■パク

韓国ドラマをたくさんご覧になりましたか。私のような女性運動をする者たちは、韓国ドラマに出てくる男性、女性、主人公を見ると、違和感を感じます。結論的に言うと、実際の韓国の男性は、韓国ドラマに出てくる男性主人公のように紳士的であるとか、非暴力的だとか、平和を愛したり、ロマンチックではないと思います。事実はとても家父長的、「的」でなく、家父長そのものです。家父長的でとても家族中心的で、家族にとって家長は男で、男がより優れているという考えが支配的で、息子がより優先的だということなのです。詳しくご覧になると、そのドラマで様々な行動がとても一方的で、相手方を操ろうとしたり、相手方を自分が支配し誘導していこうとしたり、自分の思いのままにしようとする傾向が強いことが分かります。そして、とても暴力的な行動もたくさん出ますね。特に、恋人間で対話していて、男性が別れを告げるとき、女性が突然男性の頬をパシとびんたするシーンがよくあります。その時、男は殴られてばかりで何も言わずにいると、結果的に女性が殴ってばかりいるように見えてしまうのです。このように、男がただかっよく見せるために何も言わないとか、相手方の感情を無視してしまったり、自分が一方的であったり、こうしたことがたくさん出てくるので、よく見ると、男性がとても家父長的だということが分かります。また、このような状況で感情を、必ず頬をびんたすることで表現をしなければならないのかも、とても暴力的な方法だと思いますね。自分がふられたとき、いくらでも悲しく心細い感情を他のやり方で表現できるのに、頬を殴るやり方で表現をするという、それがとてもロマンチックな恋愛の見本のように見せています。

■角田

日本の女の人たちは韓国ドラマが好きですよ。そういう話を聞くものですから、私は実際に見る時間がないのでほとんど見たことがないのですが、このような質問をさせていただきました。

あと 14～15 分ありますので、パネリスト相互で、このことだけはぜひこの機会に聞いておきたいということがあれば、どうぞご質問をなさってください。

■パク

質問ではありません。先ほどグリーン氏にした、暴力に対して職場で責任を負うのかという質問について、私もそうした経験があるので、少しお話させていただきます。私と同じような活動をする人が、私に「なぜ家庭内暴力に対して学校で教育をしなければならいのでしょうか。その家庭内暴力を受けた子どもは家で受けたのだから両親を教育しなければならいのであって、なぜ学校の先生を教育するのでしょうか」と質問したことがありました。同じ活動をしているにも関わらず、家庭内暴力は家で両親から受けたものだから、その両親を教育すればよくて、学校の先生は関係がない、こう考える人もいます。暴力においては加害者が責任を負うのも重要であり、また、国が責任を負うことも重要ですが、私はその人が属する共同体、地域社会が共に責任を負う姿勢、それがとても重要であって、暴力をなくしたり予防したりするためには、そうした小さな単位の地域社会に共同責任という責任意識が強いと解決されると私は思います。久留米市でうまくいったと自負する理由が、30 万人の小さな規模がそのようなシステムを、私たちが共同責任を負うという、そのようなシステムを備えたためではないかと、そう思います。

■角田

ありがとうございました。ほかにどうでしょう、石本さん。

■石本

パクさんにもグリーンさんにもお尋ねしたいのですが、私は今日、特に DV 中心にお話しさせていただいたのですが、被害当事者がいわゆる緊急避難した後、どういう自立の道をたどっているのかというあたりを少し知りたいのですが。

■グリーン

この件に関するある興味深い回答に、自宅から出て行く必要があるのは被害者側とは限らない、というものがあります。オーストリアでは、法律により、男性側が自宅を出なければならいことになっています。しかも警察が自宅から連れ出さなければならいことになっています。被害者は家族と共にその家に残ることができますし、近所などの周囲に友人がいる環境で暮らせるのです。どうして女性が二重に不利益を被る必要があるのでしょうか。一度暴力という不利益を受けた後で、安全のために見知らぬ土地に追いやられるという不利益を、どうしてさらに受ける必要があるのでしょうか。この法律は、現在、英国で試験的に導入されています。試験的に導入している全ての警察組織では、試用期間の終了後も、引き続き実施することを希望しています。ですから、被害者を保護して加害者

を引き離すために、この法律を英国全体の法律として採用するよう、中央政府に対してプレッシャーがかけられています。ただし、先ほどの質問の答えとしては、現在のところ、ボランティア団体が運営する避難所に行く被害者が多いということになります。こうした団体の資金については、主に、住宅助成金として中央政府が補助しています。しかしながら、こうした団体の資金はこの2~3年、減少しており、この減少により他の問題も、多数、発生しています。私たちは多くの時間を費やし、こうした流れに反対し、団体の資金を増やそうとしています。家族の家から加害者を追い出す第一の戦術に、私は強い関心を持っています。

■パク

韓国でもこうした制度を導入しようと大変努力しましたが、まだ成し遂げ難い状況なのです。私どもは被害者が大体シェルターに行くこととなりますが、シェルターでは2つの自立のための支援をしています。1つは心理的支援、そこで被害者が受けた心理的、精神的な被害を治療し、その次に精神的に自立できるように、自分が夫から離れても、あの家から出ても1人でもいくらか生きていくことができるという心理的支援、また、私が間違ったために暴力を受けたのでないという、自分が脅かされた自我意識を回復するプログラム支援を現在多数行っています。その支援費用が国から出ます。そして、もう1つは、経済的自立ができるように、職業訓練を受けられるように、こうした女性訓練プログラムに行く費用も、やはり国を通して支援します。職業訓練を受け就職できたら、そのシェルターから職場に通うことができる、このようなシステムもあります。多くはないですが、何件か例があって、子どもたちも連れて家を出て、シェルターにいられる、そのようなシェルターが何カ所かあります。そうしたシェルターでは、子どもたちのプログラムも行い、子どもたちが学校に通えるように支援します。お母さんはそこで1~2年ずつ留まって、職場生活をしながら、子どもたちを連れ独立できる基盤を築くことができる、そのようなプログラムを行っています。

■角田

ありがとうございました。韓国の仕組みと英国、オーストリアのお話を伺いました。皆さん、今の説明を聞いてすでにお気付きになったと思うのですが、日本のDV防止法は全く反対の考えに立っているのです。被害者が逃げるということです。DV防止法の中の唯一の目玉というか、法的な保護方法は、加害者に対して被害者に近づいてはいけないと命ずるのですが、その基本は被害者が逃げるという発想なのです。それは退去命令というものに非常にはっきり出ています。退去命令、加害者に家から出て行けという期間は、最初は2週間で、いくら何でも短すぎるではないかと2カ月になったのですが、この保護命令の発想方法は、被害者がとにかくすべてを捨てて逃げるということなのです。

逃げるということは、家だけではなく、子どもがいれば子どもの学校やコミュニティ、

被害者自身が仕事を持っていればその仕事も捨てていくということです。とにかく、被害者が全部失ってどこかに逃げてひっそりと隠れて初めて安全が確保されるという仕組みなのです。これは非常におかしいのです。誰が正当に守られるべきかということがひっくり返っているのです。暴力があったときに、加害者と被害者とどちらがその家に住み続けて、どちらが今までの生活を維持できるかという発想になっていないのです。取りあえず、被害を受けた人が逃げなければ安全を確保できないという法的な仕組みになっているので、これはひっくり返っていて非常におかしいのです。しかし、その点はあまり批判されずにきています。これは法律の骨格に関わるというか、被害者の保護とはどういうものかという、思想に関わる問題なのです。今後の改正のときに、そのことをきちんと議論しないと、被害者が逃げてようやく安全になるのでは、被害を受けた人は法律によって守られているとはいえません。

この被害者が逃げるという仕組みの大きな問題は、今お 2 人の話に出てきたのですが、つまり被害者が悪かったということになるのです。そこから逃げなければならなかった、彼女がすべて失わなければいけなかったということは、「あんたが悪いからそうなったのだ」というメッセージが裏側にくっついているわけです。もし私が何も悪くなくて、相手が悪かったのなら、「なぜ私が全部失うわけ？」という話になるわけではないですか。そのように考えられていないのです。


日本のシェルターでは、安全のためということがあるのですが、子どもを連れてきたときに、基本的には学校に行けません。ですから、学校に行っている子どもを連れてお母さんは躊躇してしまい、逃げるのがものすごく難しくなるのです。被害者の安全こそが、失うものが一番少なくて、守られなければならないという根本的な考え方に立ち返らなければいけない、その立場を取らなければいけないと私は思っています。次の改正のときにはぜひそのことも議論の対象にさせていただきたいと思っております。

あと 4 分ぐらいしかないのですが、何かこれだけは絶対に言っておかなければ、言い忘れたということがありましたら。


■グリーン

企業の関与に関するもう 1 つのコメントです。そうした方針については、私たちは労働組合から多数の支援を受けてきました。組合員を保護するための会社の方針を設定する必要がある、と労働組合に言ってもらえることができれば、そして雇用主側の組織の人事部と協力することができれば、取り組みが効果的であることが証明されるでしょう。私たちは標準的な方針合意書を用意しており、希望する方にはどなたでも、電子メールで送付させていただきます。これは私の話の全ての内容にも言えることです。ホワイトリボンの活動、イスタンブール条約、もしくは私が説明したその他の内容について関心をお持ちであれば、電子メールで送付させていただきます。先ほどの企業の問題に話を戻しますと、もし雇用主が従業員からプレッシャーを受けており、さらに雇用主にこうしたことをする必要があ

ると伝えれば、情勢は変化するでしょう。



質疑応答



■角田

それではほとんど終わりの時間に近づきましたが、最後になって会場の皆さんの中で、今日はせっかく来たのだから、このことだけは絶対言って帰らなければとか、このことだけはどうしても疑問のままでは帰れないという方がいらっしゃいましたら、お1人ぐらいは発言を受けることができるのではないかと思います。いかがでしょうか。

■質問者

韓国では性暴力などの被害に遭って裁判を起こすときに、専門の裁判官や判事が付くと聞いたのですが、現状はどういう感じなのか教えていただきたいと思います。日本では先ほど言われたように、理解のない裁判官が付いて、被害者や支援者の言い分が通らないことがあるのですが、韓国の状況についてお聞かせいただきたいと思います。

■パク

韓国で何か特別に理解のない裁判官を配置するという話を聞くことはありませんでした。私が発表をしたように、被害者の立場で裁判を行うことができる制度が現在多く存在します。専門担当調査、専門担当裁判もそうですが、映像として撮影し証拠を保存すること、信頼関係にある、親しい人が裁判に同席することなどが充実しています。もう1つ、相談所に相談をして裁判を受けると、法律支援を相談所が共にしてくれます。相談所と関係のある弁護士を通じて、被害者がどのように裁判をしたらよいのか、また、その相談所の相談員が信頼関係の対象になります。それで相談員と一緒に警察にも行き、検察にも行き、裁判をするときも一緒に行きと、こうしたことを一緒にしてくれます。それだけでなく、相談所が社会的な世論を呼び起こす、新聞にも発表し、次にキャンペーンも繰り広げ、署名運動もしながら、裁判所に圧力をかけて、被害者の立場で裁判ができるようにする制度を持っています。

■グリーン

英国には、137のドメスティックバイオレンスの専門家庭裁判所があります。最初に試しに実施し、その結果、有罪判決率が大幅に上昇しました。また、これも重要なことですが、被害者の対応に関する専門のアドバイザーが付くようになったことで、被害者の満足度が大幅に改善されています。

■角田

ありがとうございました。予定していた終わりの時間になりました。今日のタイトルは「力を合わせよう」ということだったのですが、多分皆さん方も実感されたと思います。つまり、私たち国内の人間だけで考えていることには限度があるということです。もう少し日本の外に目を開いて見ると、日本の中では、ああ、もうこれで仕方ないのではないかと行き詰まったり、その先の道がなかなか見えなかったりすることがあるのですが、今日このようにして、韓国と英国、グリーンさんは英国内に限らないのですが、国際的な場でお仕事をなされている人たちのお話を聞くことによって、私たちの目の前にあった何か越え難かったものを越えられるかもしれないという方向性をつかめたのではないかと私は思いました。そういう意味で、「力を合わせよう」というのはなかなかいいタイトルだったと思っています。これでパネルディスカッションはおしまいにさせていただきたいと思います。どうも長時間ご協力をありがとうございました。

■司会

コーディネーターの角田先生をはじめ、皆さまありがとうございました。これをもちまして本日の基調講演とディスカッションを終了いたします。皆さま長時間ありがとうございました。会場の皆さま、本日出演の皆さまにもう一度拍手をお願いいたします。ありがとうございました。本日のプログラムはこれにて終了いたします。